

2024年4月1日

特定非営利活動法人おれんじはあと
2024年度 福祉・介護職員等における処遇改善の取り組み

当法人では下記の加算を取得し、職員の処遇改善に係る取り組みを実施します。

【取得加算】

福祉・介護職員処遇改善加算 加算Ⅰ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 加算Ⅰ(さんすてっぷ)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 加算Ⅱ(グループホームなんがい)

福祉・介護職員等ベースアップ等加算

加えて令和6年福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を受けて、毎月の手当を増額いたします。

【具体的な取り組み】

○入職促進に向けた取り組み

・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

→法人理念、期待する職員像が明示されています。実現に向けて各種研修、法人全体でのミーティングなどを行っています。

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

→各研修等の受講にあたっては、受講しやすいように勤務を調整するなど配慮を行います。法人の認めたものに関しては勤務として取り扱う他、自主的に参加するものであっても旅費・参加費等を法人が負担する各種研修補助制度があります。

○両立支援・多様な働き方の推進

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備

→希望に応じて働き方を相談することが可能です。

○腰痛を含む心身の健康管理

・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

→マニュアルは整備されています。職員会議等の時間を通じて適宜見直しを行っていきます。

○生産性向上のための業務改善の取り組み

・業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

→職員会議等の時間を通じて意見を集約し、適宜改善を図ります。

○やりがい・働きがいの醸成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

→法人全体の職員会議（月 1 回定例）、各事業所（月 1 回以上）でミーティングを行い、職場環境、支援内容の改善を図ります。

以上